

#### 第4回 DAASコンソーシアム運営委員会

日時:2008年1月18日(金) 午後1時～2時30分

場所:東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス東館4階G-SEC セミナー室

#### [審議事項]

##### ○収支予算執行(案)と国内旅費規程(案)の確認と承認の件

議案1 2007年度 収支予算執行(案) <資料1>

議案2 DAAS 国内旅費規程 (案) <資料2>

##### ○2007年度 活動計画詳細の件

議案3 DAAS コンテンツ有償利用の整備の件 <資料3>

議案4 DAAS コンテンツ整備に関する件 <資料4>

議案5 法人化の検討についての件 <参考資料>事業計画(総会資料)

議案6 DAAS 賞選出の件 <資料5>

#### [報告事項]

・会員からの会費に対する申し出について

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム  
2007年度 収支予算執行案

2007年10月1日から 2008年9月30日まで

(単位:円)

科目	執行予算	執行計画	理由・内訳等
<b>I 収入の部</b>			
1 会費・入会金収入	¥12,270,000	¥12,270,000	
企業会員	¥11,040,000	¥11,040,000	
団体会員	¥1,200,000	¥1,200,000	
学術・教育機関会員	¥30,000	¥30,000	
個人会員	¥0	¥0	
2 事業収入	¥0	¥0	収入事業計画は無しとするが、今後検討予定
	¥0	¥0	
3 その他収入	¥0	¥0	
受取利息	¥0	¥0	
雑収入	¥0	¥0	
当期収入合計(A)	¥12,270,000	¥12,270,000	
前期繰越収支差額	¥3,151,333	¥3,151,333	
収入合計(B)	¥15,421,333	¥15,421,333	
<b>II 支出の部</b>			
1 事業費	¥9,000,000	¥8,100,000	
WEBサイト改修委託費	¥3,000,000	¥3,000,000	
イベント事業費	¥2,000,000	¥1,100,000	別紙内訳参照
コンテンツ整備事業費	¥4,000,000	¥4,000,000	別紙内訳参照
2 管理費	¥5,520,000	¥6,420,000	
事務局委託費	¥3,700,000	¥4,700,000	人件費増額
会議費	¥100,000	¥50,000	前年決算額を参考に減額
旅費交通費	¥200,000	¥500,000	事務局、運営委員内会議出席の為の交通費負担分を増額
通信運搬費	¥300,000	¥150,000	前年決算額を参考に減額
機材費	¥200,000	¥100,000	初年度必要機材購入済につき減額
消耗品費	¥300,000	¥300,000	
総会運営費	¥200,000	¥170,000	総会手配決算額
弁護士相談費	¥300,000	¥300,000	
会計士外部委託費	¥150,000	¥150,000	
租税公課	¥70,000	¥0	
3 予備費	¥901,333	¥901,333	
当期支出合計(C)	¥15,421,333	¥15,421,333	
当期収支差額(A)-(C)	¥-3,151,333	¥-3,151,333	
次期繰越収支差額(B)-(C)	¥0	¥0	

注)この予算書は消費税込みで計算しております

・ イベント事業費予算減額案 内訳

DAAS大賞表彰者 交通費負担分	¥120,000
DAAS大賞 通信費 備品費 等前年参考額	¥130,000
前年度ベースのイベント費(4Kビデオ)	¥750,000
イベント用 予備費	¥100,000
	<hr/>
	¥1,100,000

※事業費の考え方として:外部の人が関わるものをイベントとし、フライヤー送付などもイベント費に含める

・ コンテンツ整備費で今後予定される執行費用

慶應(now & then企画)×2 月1更新	¥120,000
その他 ドメイン費用	¥20,000
DAAS VIDEO 撮影費	¥1,600,000
エッセイ執筆(3万+1万取材)×6本=	¥240,000
	<hr/>

※その他 褪色写真の補正費用をコンテンツ整備費より執行予定 ¥1,980,000

・ 業務委託費 予算増額案 内訳

事務局 人件費増額(1年)	¥1,000,000
予算額	¥3,700,000
	<hr/>
	¥4,700,000

・ 会議費 予算減額

前年度決算金額(関係機関を利用したため)	¥0
予備費として	¥50,000
	<hr/>
	¥50,000

・ 旅費交通費 予算増額案 内訳

事務局 中田氏 仙台までの往復交通費 (22,700円/月 × 12回)	¥272,400
運営委員 交通費(30,000 × 4回)	¥120,000
その他交通費	¥107,600
	<hr/>
	¥500,000

・ 通信運搬費 予算減額案

前年度決算金額	¥54,475
予備費として	¥95,525
	<hr/>
	¥150,000

・ 総会運営費 予算減額案 内訳

10月26日 総会 都市センターホテル 会場費	¥158,130
総会用備品購入代金	¥3,887
	<hr/>
	¥162,017

<資料2>

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 委員等国内旅費規定

制定：2008年1月18日

(総則)

1. 委員等の出張費用は、この規定の定めるところによる。

(交通費)

2. 交通費については出張業務処理上、最も合理的かつ、経済的な経路及び方法により計算支給するものとし、下記基準で実費支給する。

- 片道 50km 未満 実費
- 片道 50km 以上の場合 実費とし、急行又は特急料金（新幹線を含む）を適用してよい

交通機関は、鉄道・バス・船舶等の公共機関を使用するものとする。

但し、原則として新幹線で片道3時間以上かかる場合は航空機を使用できるものとする。

なお、航空賃は領収書による実費精算とする。

(旅費の支給方法)

3. 事務局が支給の有無及びその額を決定し、支出対象者へ現金、または後日振り込みにて支給する。なお、現金で支給の場合、事務局は予め領収書を用意のうえ、受領者は領収書へ署名、押印後、事務局へ提出する。

(その他)

4. 理事会は、理事会の議決を経て、以上の条項を修正したり、新たな条項を加えることができる。

(付則)

1. この規定は、2008年1月18日よりこれを施行する。

<資料2>

## 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 職員等国内旅費規定（案）

制定：2008年1月18日

（総則）

1. 職員等（臨時雇用者を含む）の出張費用は、この規定の定めるところによる。

（交通費）

2. 交通費については出張業務処理上、最も合理的かつ、経済的な経路及び方法により計算支給するものとし、下記基準で実費支給する。

- 片道 50km 未満 実費
- 片道 50km 以上の場合 実費とし、急行又は特急料金（新幹線を含む）を適用してよい

交通機関は、鉄道・バス・船舶等の公共機関を使用するものとする。

但し、原則として新幹線で片道3時間以上かかる場合は航空機を使用できるものとする。

なお、航空賃は領収書による実費精算とする。

（申請方法）

3. 上記に該当する者は、事務局に交通費精算書を提出する。

- 氏名
- 交通機関と乗車区間

（旅費の支給方法）

4. 交通費精算書に運営委員長の確認と押印後、事務局が支給の有無及びその額を決定し、提出者へ現金、または後日振り込みにて支給する。なお、現金で支給の場合、事務局は予め領収書を用意のうえ、受領者は領収書へ署名、押印後、事務局へ提出する。

（その他）

5. 理事会は、理事会の議決を経て、以上の条項を修正したり、新たな条項を加えることができる。

（付則）

1. この規定は、2008年1月18日よりこれを施行する。

## DAAS コンテンツの有償利用について

### 1. 経緯

- DAAS コンソーシアムは、会員からの会費収入で運営されており、その活動は営利を目的とするものではないが、非営利の事業収入等を得ることで会費のみに頼らない運営を目指すことを当初からの目標としてきている。
- その事業収入の柱の一つとして、DAAS の保有するデジタルコンテンツの有償提供が当初から考えられていた。(その他の事業収入としては、写真家等の保有するコンテンツを DAAS ウェブ上で紹介し、利用希望者とコンテンツホルダーを取り次ぐエージェント手数料、Web 上の広告掲載料、展覧会等有料イベントの実施、関連グッズの販売等による事業収入などが想定されている。)
- DAAS が利用料収入を得ることのできる DAAS 保有のデジタルコンテンツとしては、以下のようなものが考えられる
  - ① 放置すれば早期に劣化・消失するものとして新建築社から提供された褪せポジを国費事業によりデジタル化し、DAAS がコンテンツバイドール規定により継承した約 6,000 点の収蔵写真
  - ② DAAS の費用で作成されるコンテンツ (動画、静止画、企画記事等)
  - ③ DAAS に寄贈されるコンテンツ (現時点では無い。)
- 上記のうち、新建築に元版があり、国費でデジタル化したコンテンツについて、今般、商業出版物に掲載するための利用希望の申し出が寄せられたことから、早急に提供ルールを確立する必要性が生じている。

### 2. 整理すべき課題

- 利用料をどう設定するか。
  - 新建築社が提供している際の利用料 (2 万円から 3 万円)
  - DAAS 収蔵写真が色調補正等されたものであることの評価
- 原権利者 (新建築社) の権利をどのように考えるか。
  - 提供についての原権利者の許可の必要性。
  - 元版が残存している間とそれ以降における原権利者の権利
  - 著作権の期間との関係
- 利用申し込み受付、コンテンツ提供、利用料收受等の手続き整備

### 3. 今後の対応方針

- 今回のケースについて可能な限り利用希望の申し出に添えるよう、早急に利用料設定、新建築社との調整等を進める。
- 今後のケースに対応できる DAAS と新建築社の一般ルールについて平行して調整を進め確定する。
- 上記ルールを、今後、消失の危機にある写真等を DAAS の費用で保全した場合の原権利者との標準的なルールとする。

建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム (DAAS)  
(DAAS-Web 掲載) コンテンツ利用許諾申込書



建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム  
理事長 榎文彦様

団体・企業・教育機関名等 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職・御氏名 : \_\_\_\_\_ 印

DAAS-Web (<http://www.daas.jp/>) に掲載された以下コンテンツを利用したく、申し込みます。

なお、コンテンツ利用に際しては以下の利用条件を遵守します。

【利用条件】

- 利用範囲は本申込書に記載の範囲とし、範囲外の利用には供しないこと(範囲外の利用の際は再度申込が必要です)
- DAAS-Web 以外の Web サイトへ掲載はしないこと(説明:別途 DAAS キュレーターへ登録すれば可能となります)
- 建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS)コンソーシアムの許諾を得て利用している旨を表示すること。
- 作品の著作者名等クレジットを表示すること。
- 無断転用を禁止する旨を表示すること
- 有償利用の場合については請求後1ヶ月以内に利用料の支払いを完了する事。
- データの複製物を編集、加工等せず、そのまま再利用できる状態(CD-ROM で配布する等)で含めないこと
- データを【利用範囲】に示す利用の前に、写真に含まれる建築物の設計者等の了解を必ず得ること
- データを【利用範囲】に示す利用による成果物(書籍等)を1部、DAAS へ無償提供をお願いします。この際、前項の設計者等の了解をとったことを示す書面の写しを併せて提供をお願いします。

【利用を希望するコンテンツについて】

	資料番号	記入欄	説明等
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			

【利用範囲】 出版物、著者、出版元、発行日予定など

記入欄	説明等

受取希望日	年 月 日	納品方法	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> 宅ファイル便 <input type="checkbox"/> その他( )
-------	-------	------	---

【連絡ご担当者】

部署/役職			
氏名			
連絡先	住所: 〒	TEL:	FAX: e-mail:

本申込書にご記入頂いた個人情報は、DAAS-Web 掲載コンテンツ利用許諾等のために使用させていただくとともに、個人情報保護法に基づき適正に管理いたします。

お願い: ご記入・押印いただきました本紙を、以下まで**郵送**いただきますよう、ご協力お願い致します。

【ご郵送先】 〒113-0032 東京都文京区湯島2-31-2 株式会社 新建築社 内  
DAAS コンソーシアム事務局 中田 宛 (TEL:03-3816-5581)

## DAAS コンテンツ整備方針について(案)

### 1. ウェブのコンテンツ構成イメージ

本年度の DAAS ウェブについては、事業計画に基づき、概ね以下のような構成で整備を進める

- ① 基本となる個別建築物の写真等のデータ
  - 60年代、70年代アーカイブス
  - 団体表彰建築物
  - 写真家協会等からの提供データ
  
- ② テキスト情報
  - 建築設計者及び建築作品リスト
  - 国内外アーカイブス等関係機関リンク
  
- ③ 建築設計者等の作品紹介動画
  
- ④ 学生の卒業制作のデジタルプレゼンテーションデータ
  
- ⑤ 各種自主企画コンテンツ（画像、テキスト）
  - 建築物の現地レポート（おでかけダース、建築今昔写真等）
  - 建築設計者、歴史家、批評家等インタビュー
  - 連載コラム
  
- ⑥ お知らせ
  - イベント紹介・報告
  - 収蔵写真の利用申し込み
  - コンソーシアム情報・事務局だより
  - 会員（スポンサー）情報
  
- ⑦ Go to English （英文ページ）



## 2. 個別内容

### (1) 60年代、70年代アーカイブス

現在収蔵されている写真及びその建築物の概要データであり、概要データは新建築掲載時の掲載データとなっているため、現在の状況等についてデータの追加・修正を加える。

### (2) 団体表彰建築物

各団体の主要表彰事業の全受賞作品リストを整備し、それぞれの受賞者に対し写真データの提供を要請する。必要に応じ受賞者に代って建築物の所有者等への調整、現在写真の新規撮影等を行う。(DAAS 予算とは別途、H20 年度国費補助要求を予定。) データの無い建築物は当面リストのみ公開する。

### (3) 写真家協会等からの提供データ

建築写真家協会との対話を進め、写真家の保有するコンテンツのリスト及びサムネイル版のサンプルの提供を求めウェブで紹介する。必要に応じ建物所有者等への承諾手続きを行う。

### (4) 建築設計者及び建築作品リスト

(1) から (3) に関わる設計者及び建築作品のリストを一覧できるように作成、公開する。

### (5) 国内外アーカイブス等関係機関リンク

現在のリンクページのリンク先の充実を図る。

### (6) 建築設計者等の作品紹介動画

昨年度予算までに収録する槇、林、池原先生に加え、磯崎、岡田先生らへの協力要請、収録を行う。

### (7) 学生の卒業制作のデジタルプレゼンテーションデータ

DAAS 賞を今年度も継続し、応募・表彰作品によるプレゼンテーションデータのアーカイブスを作成する。

### (8) 各種自主企画コンテンツ (画像、テキスト)

- 建築物の現地レポート

現在、ウェブトップにある「おでかけダース」等のレポートに加え、

収蔵写真の建築物の当時と現在の比較の画像レポートなどを定期的に掲載する。

- **建築設計者、歴史家、批評家等インタビュー**  
動画に準じて、より簡易に整備できるコンテンツとして、設計者等に対しインタビューを行い記録をウェブで公開、蓄積する。
- **連載コラム**  
アクセス数を増やすため、ライターによる建築関連コラムを定期的に掲載する。

#### (9) お知らせ

- **イベント紹介・報告**  
上映会、撮影会等のイベントの紹介を掲載する。
- **収蔵写真の利用申し込み**  
収蔵写真の利用申し込み方法の調整結果を掲載する。
- **コンソーシアム情報・事務局だより**
- **会員（スポンサー）情報**  
会員の情報のうち DAAS 関連トピックスを掲載するなど、会員の情報普及に寄与する。

#### (10) Go to English (英文ページ)

- 英語化を進める。

## 2007年度事業計画

### 1. 基本方針

2006年度において進められた組織体制の整備及びコンテンツの充実方策、Webの改善計画等を継承し、さらに各種事業、企画を行うことで、コンテンツの充実及び閲覧者の拡大等を進める。また、新法人制度に基づく法人格取得及び事業費の確保等に向けた検討を進める。

### 2. 事業計画

#### (1) 法人格取得に向けた検討準備

新法人制度に基づく法人格取得に向けた検討を行う。

#### (2) 事業費の確保

- ① コンテンツの充実のための各種事業と合わせ、関係機関（企業、教育関係機関）、個人等の会員参加の呼びかけを行う。また、会員サービスの充実についてさらに検討する。
- ② 収蔵コンテンツを活用した事業収入の確保方策を企画・立案・試行する。

#### (3) 基本システムの運営・管理

基本システム (Web サイト、データベース、コンテンツ管理プログラム等) の運用、管理を行う。

#### (4) コンテンツの整備

- ① 企業会員、個人会員等から DAAS 基本コンテンツ（建築物の基礎情報・写真等）の提供を受けるための諸規約の整備等を進め、コンテンツの充実を図る。特に、建築写真家協会等との連携について対話を続ける。
- ② 会員団体、教育機関等の新規表彰建築物等のデータを掲載するとともに、過去の表彰建築物について、収蔵・掲載の準備を進める。
- ③ 動画提供機能を活用し、設計者による建築物の解説などの動画を収録、提供する。2007年度は2名以上取材する。

- ④ 卒業制作のデジタルプレゼンテーションに対する表彰事業を継続し、作品を掲載する。
- ⑤ 収蔵コンテンツの上映会、建築写真の撮影会その他の企画の実施に合わせ、その記録を掲載する。
- ⑥ 閲覧者からのフィードバック・提供情報等を活用したコンテンツの充実を進める。また、コンテンツの正確性を向上させるための情報提供の呼びかけを Web 上で行う。
- ⑦ トップページの写真とその解説等、Web を定期的に更新するコンテンツ整備について企画・立案・試行する。
- ⑧ コンテンツの英語化を進め、海外のアーカイブ等との連携を検討する。
- ⑨ 会員の保有する Web サイトや既存の国内外のアーカイブス等にリンクし、ポータルサイトとしての機能を充実させる。
- ⑩ 景観形成に寄与するコンテンツの整備について地方公共団体等との連携を含めた検討を行う。
- ⑪ その他、コンテンツの充実、整備に向けた検討を行う。

#### (5) Web サイトの改善

- ① 引き続き Web サイトの英語化を進める。
- ② 一般利用者の利便性向上のためトップページにおける機能改善や、キュレータ機能の一層の普及のための機能追加を検討する。
- ③ その他、コンテンツの検討等と連携し、デザインの変更等も含め、Web サイトの改善に向けた検討を行う。

#### (6) コンソーシアムの広報

- ① 引き続き、会員及び閲覧者の拡大等に向けた広報活動を行う。

#### (7) 実空間展示等の企画立案

2006年度に実施したDAAS収蔵写真の上映会（菊竹清訓氏を招請）と同種の企画を、引き続き実施する。また、建築界が記録に残したい日本の建築家の調査等、UIA全国大会等における建築展示に向けた準備を進める。美術館等との対話を継続する。

#### (8) その他

その他、基本方針に基づき所要の活動を行う。

## 法人化について

### 1. 経緯

本年度、DAAS は、事業計画に基づき法人化に向けた検討を進めることとしている。

DAAS が現時点で取得することが妥当と思われる法人格は、一般社団・財団法人法に基づく一般社団であり、同法が施行される平成 20 年 12 月 1 日以降、登記によって設立が可能とされている。

法人の公益活動において税制上の優遇措置を受ける場合は、公益社団・財団法人法に基づく手続きとなるが、ハードルは高いものと想定される。（会費収入状況、事務局体制の確保状況等にも鑑み、DAAS の目的の実現が妨げられないとした場合、例えば公益認定と受けることのできる他の公益法人との統合等についても、検討する必要性があるか。）。

※以下、内閣府の HP からの抜粋

【質問】一般社団法人・一般財団法人制度はどのような制度ですか。

1. 一般社団法人・一般財団法人制度は、民法上の公益法人制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般的な法人制度です。
2. 一般社団法人は、2 名以上の社員が一定の目的の下に結合することによって設立することができ、設立時の財産保有規制は設けられていません。
3. 一般財団法人は、設立者が一定の目的を定めて 300 万円以上の財産を拠出することによって設立することができますが、設立後も 300 万円以上の財産保有規制があります。
4. 一般社団法人・一般財団法人の設立、運営の全般を規定しているのが、一般社団・財団法人法です。

【質問】 一般社団法人・一般財団法人が行うことができる事業について、何らかの制限はありますか。

1. 一般社団法人・財団法人法上、格別の制限は設けられていません。一般社団法人・一般財団法人は、公益的事業に限らず、共益的な事業、あるいは、収益事業を行うことも何ら妨げられません。ただし、同法による制限がないとはいえ、その事業の内容は他の強行法規や公序良俗に反するものであってはならないのは当然です。
2. 事業に制限が設けられていないのは、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針のもと、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）によって法人格を取得することのできる一般的な法人制度を創設し、もって、人々の自由活発な活動や財産の社会的な活用を促進しようとするものであるためです。

【質問】 一般社団法人を設立するにはどのような手続が必要ですか。

1. 一般社団法人を設立する際の、手続の流れは次のとおりです。なお、(1)(2)は設立時社員（2名以上。法人成立後最初の社員となる者）が行います。
  - (1) 定款を作成し、公証人の認証を受ける（第10条・第13条）。
  - (2) 設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も）の選任を行う（第15条）。
  - (3) 設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う（第20条）。
  - (4) 法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う（第22条）。

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備する。

### 概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する制度の創設

- ・一般社団法人及び一般財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる。
- ・社員、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しない。

#### 一般社団法人

- 1 社員2名以上で設立可能とし、設立時の財産保有規制は設けない。
- 2 社員総会及び理事は必置。定款の定めによって理事会、監事又は会計監査人の設置が可能。
- 3 資金調達及び財産的基礎の維持を図るため、基金制度の採用が可能。
- 4 社員による代表訴訟制度に関する規定を整備。

#### 一般財団法人

- 1 設立者は、設立時に300万円以上の財産を拠出。
- 2 財団の目的は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更不可。
- 3 理事の業務執行を監督し、かつ、法人の重要な意思決定に關与する機関として、評議員及び評議員会制度を創設。
- 4 評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必置。定款の定めによって、会計監査人の設置が可能。

### 通則

- 1 法人制度の濫用防止の観点から、休眠法人整理の制度及び裁判所による解散命令の制度に関する規定を整備。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間での合併が可能。
- 3 大規模な法人について、会計監査人の設置を義務付け。
- 4 計算、定款の変更、清算、訴訟、非訟、登記、罰則等について所要の規定を整備。

施行期日 公布の日(H18.6.2)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日  
政府は、施行後適当な時期に、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づき必要な措置

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設する。

### 1．総則

#### (1) 通則

趣旨、用語の定義、法人格、住所等について定める。

#### (2) 法人の名称

その名称中に「一般社団法人」又は「一般財団法人」という文字を用いなければならないものとするほか、他の種類の法人であると誤認させるおそれのある名称等の使用の禁止等について定める。

### 2．一般社団法人

#### (1) 設立

一般社団法人を設立するには、その社員となろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならないものとし、当該定款は、公証人による認証を受けなければ効力を生じないものとする。

一般社団法人の定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度を記載しなければならないものとし、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。

設立時理事及び設立時監事等の選任又は解任の方法、設立時社員、設立時理事又は設立時監事等の損害賠償責任について定める。

#### (2) 社員

社員の経費支払い義務、任意退社、法定退社及び除名について定める。

社員名簿の作成、備置き及び閲覧等について定める。

#### (3) 機関



## 社員総会

ア 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理に関する一切の事項（理事会設置一般社団法人にあつては、定款で定めた事項）について決議をすることができるが、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできないものとする。

イ 社員総会の招集手続等、議決権の数、決議の方法及び特別決議事項、議決権の行使（代理人、書面及びインターネットによる電磁的方法）、理事等の説明義務、社員総会の決議の省略その他社員総会の議事に関する事項について定める。

## 社員総会以外の機関の設置

一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を必置とし、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を設置可能とするほか、理事会設置一般社団法人における監事の設置義務、大規模一般社団法人（負債額200億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

## 理事、理事会、監事及び会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、社員総会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事2年、監事4年（定款で2年まで短縮可能とする。）、会計監査人1年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任等について定める。

イ 理事（代表する理事を定めた場合には、代表理事）は、一般社団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 理事会の職務は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定及び解職とするほか、理事会は、重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任することができないものとする。

エ 理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないものとするが、定款で毎事業年度に2回以上とすることができるものとする。

オ アからエまでのほか、理事の忠実義務、競業及び利益相反行為の制限等、監事及び会計監査人の権限等、役員等の一般社団法人又は第三者に対する損害賠償責任、法人に対する責任の一部免除等について定める。

## (4) 計算

会計の原則、会計帳簿及び計算書類等の作成、保存及び閲覧等、計算書類等の監査及び承認の手續について定める。

一般社団法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表等を公告（インターネットによる電磁的開示も可能）しなければならないものとする。

#### (5) 基金

一般社団法人は、定款で定めるところにより、基金制度を採用することができるものとし、基金の募集、金銭以外の財産の抛出及び検査役による価額の調査、基金の返還に関する手續、基金利息の禁止、代替基金等について定める。

#### (6) 定款の変更等

定款の変更、事業の譲渡及び解散（解散事由、休眠法人のみなし解散等）について定める。

### 3. 一般財団法人

#### (1) 設立

一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を抛出しなければならないものとし、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じないものとする。

一般財団法人の定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立者の氏名又は名称及び住所、設立に際して設立者が抛出をする財産及びその価額、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項等、評議員の選任及び解任の方法、公告方法、事業年度を記載しなければならないものとするほか、（ア）の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨及び（イ）設立者に剰余金又は剰余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。

設立者は、遺言で に掲げる事項を定めて、一般財団法人を設立する意思を表示することができ、この場合においては、遺言執行者が、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成しなければならないものとする。

設立者、設立時理事及び設立時監事等の損害賠償責任について定める。

## (2) 機関

### 機関の設置

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、定款の定めによって、会計監査人を設置可能とするほか、大規模一般財団法人（負債額200億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

### 評議員及び評議員会

ア 評議員は、定款で定める方法により選任するものとするほか、法人と評議員との関係、評議員の資格及び任期（原則4年、定款で6年まで伸長可能とする。再任は可である。）について定める。

イ 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるものとするほか、評議員会の招集の手続、決議の方法その他評議員会の議事に関する事項について定める。

### 理事、理事会、監事、会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、評議員会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事2年、監事4年（定款で2年まで短縮可能とする。）、会計監査人1年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任（職務上の義務違反等の事由がある場合に限る。）等について定める。

イ 代表理事は、一般財団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 2.(3)ウからオまでに相当する規定を定める。

## (3) 計算

2.(4)に相当する規定を定める。

## (4) 定款の変更等

設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更できないものとするほか、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能又は著しく困難となる場合における裁判所の許可に基づく定款の変更について定める。

事業の譲渡及び解散（解散の事由、二期連続して純資産額が300万円未満となった場合の解散、休眠法人のみなし解散等）について定める。

#### 4．清算

清算の開始原因、清算法人の機関、清算の手續（基金の返還の制限を含む。）、残余財産の帰属（定款又は清算中の社員總會若しくは評議員会の決議によって帰属が定まらない財産は国庫に帰属）等について定める。

#### 5．合併

一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との合併を認めるほか、合併契約とその制限、吸収合併及び新設合併の手續について定める。

#### 6．雑則

一般社団法人及び一般財団法人について、会社法と同様に、裁判所による解散命令の制度を設ける。

一般社団法人等の組織に関する訴え（設立及び合併の無効、社員總會等の決議の不存在若しくは無効又は取消し、設立の取消し及び法人の解散）について定める。

一般社団法人における役員等の責任追及の訴え（会社法におけるいわゆる代表訴訟に相当）等について定める。

非訟、登記、公告に関する所要の規定を整備する。

#### 7．罰則

理事等の特別背任罪、法人財産の処分に関する罪等所要の罰則のほか、過料に処すべき行為等について定める。

#### 8．施行時期等

この法律は、公布の日（平成18年6月2日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

プロジェクト名 (タイトル)		設計趣旨(400字以内)	備考	推薦理由
STREET MEDIA	細田敬子 京都造形芸術大学 通信教育部 建築デザインコース 2005年3月卒業	STREET MEDIAは、通り抜けることにより、そこにある以上の情報を媒介するインタラクティブな空間である。 <b>小学校</b> は、異なった価値観をもつ <b>世代間格差</b> に気づき、その違いの埋め合わせをする。堤防が小学校の空間で歪められ襲撃のフォルムを描き、公園がその入り組んだ空間に触媒作用をもたらす。世代が相互に入り込み、刺激しあう心的装置となる。 <b>美術館</b> は、アート作品の質感を探り、美術館の持つ視覚的 <b>マテリアリティ</b> を意識させる。商店街の後ろに鉄塊の美術館のスカイラインが覗き、その背後に寺院の森が茂り、更に後ろに集合住宅が建ち並ぶ。物質の存在価値を効果的に引き立たせ、美術館自体が三次元的立体アートとなる。 <b>ストリートメディア</b> は非接触型の情報装置である。有為転変する社会の中で、STREAMを持つ動的空間が、実際に手にとれない情報を伝達する。人・情報・時の流れが活性化する場所で、STREAMがイマジネーションを喚起しモチベーションに働きかける。潮流によって誘導された人々の意識が、情報を包括しその姿を変える。 <b>非物質的情報</b> を戯曲化する空間自体がストリートメディアとなる。	WEB	共通のテーマを持った3作品をウェブ形式でプレゼンテーションしている。それぞれ建築は個性的で、ビルディングタイプの異なった作品であるにもかかわらず、建築の持つ表現性が豊かで、建築のプログラムに呼応したフォルムがきちんと建築設計の原則にしたがって展開している。ウェブ上での建築プロモーションに優れた力を発揮している所も評価の対象となっている。
BREATH、花器の駅、こどものあそびば	末木愛 京都造形芸術大学 通信教育学部 建築デザイン学科 2004年3月卒業	句読点。文章の流れを変える小石。書き手の息の速さ、息継ぎ、息遣い。"BREATH"。文学館を設計した。	PPT	小説の1ページを抽出し、印刷された文字の流れの中から句読点を抜き出して、その羅列に人の呼吸(吐息)のリズムを見だし、そのリズムを空間に展開しようとする試みがユニークである。そのコンセプトを模型化し、建築に仕立て上げていく手段には若干の不安定感はあるものの、本を編集する作業という視点から、空間の地と図を浮き彫りにする方法を見だし、形体に落とす込んでいく手段は興味深い。
水c集落、水c集落 ~領域の住む仕掛け~	大塚 隆光 日本大学 生産工学部建築工学科 建築・環境デザインコース 2007年3月卒業	今回卒業設計をやるにあたって、自然環境を反転させて建築をつくる事と、敷地に建築を作るのではなく、建築に敷地をつくる事に挑戦しました。敷地は東京都中央区月島にある月島川沿いを対象としています。少子高齢化の時代の今高齢者にとって住みやすい環境はどんどん失われつつあるように思われます。特に東京の都心を中心とした場所に下町情緒の残る風景は失われつつあるのが現状である。ここで注目した路地空間。路地を建築化し、2つの路地をつくる。ここで発生する新しい集落とコミュニティの場の提案します。月島川沿いに水位の仕掛けと路地の複雑さを混在させることで水と集落の領域は仕掛けから潜在力を誘起します。	PDF	論理的に住戸の増殖プロセスを展開し、水系空間にマッチした建築集合体を計画している。住戸ユニットが設定された敷地の中で繁殖し、埋め尽くすプロセスの記述方法に新しさを感じる。都市において、ひしめき合う住環境を是認しつつもその中で快適なこの空間を模索しようとする姿勢が評価できる。
密度の森~アフォーダンスによる建築~	小林隆行 北海道工業大学 建築学科 川人研究室 2007年3月卒業	アフォーダンスに興味を持ち、動物は地面のかたさや形状を検索しながら暮らしていること知りました。形状はもとより、「かたさ」によって建築を考えていけば、より本源的な住む場を実現できると思ったことからこの研究は始まりました。 自分の原風景である森を別荘の敷地とし、その森にかたさの違うチューブを無数に生やすことでこの建築は出来ています。現在の建築は、構造体や家具、外装、断熱材など多くのものを寄せ集めて作られており、それを一貫して構造、断熱、採光、家具などを兼ねる高分子材料(ゴム、樹脂)のチューブに変換し具現化しています。 具体的には、この建築は4つのパラメータによって操作し、1つ目のかたさは加減剤の含有量によって調整します。2つ目は形状(チューブの長さ)。3つ目の透明度は混ぜる顔料の量によって、4つ目の断熱は高分子材料に含まれる気泡の量で調整していきます。 かたいチューブは構造になり、やわらかいチューブの間は人が通れます。また毛足の長いじゅうたんのような短いチューブは、場所によってかたさが違って、横になるのにいい場所や走り回るのにいい場所など、場所の特徴を作りだしています。ここでは、人間の初源的な感覚が取り戻されるのです。	PDF	アフォーダンスを空間の流動性と変容に応用し、居心地の良さそうな、柔らかい空間を作り出そうとしている。人の持つ空間への応答性を判別し、建築自身が快適な空間を自動生成するのようなデザイン操作は、建築の持つ反応速度を自在に操作できるような錯覚も与え、また応答する空間に強烈な親近感をもつような感覚を導き出す。
25.7kmの記憶	平田 杏子 宮城大学 事業構想学部 デザイン情報学科 空間デザインコース 2007年3月卒業	私の故郷である、宮城県北部の栗駒町(現:栗原市)には、4町をつないでいる25.7kmのくりはら田園鉄道、通称「くりでん」という電車が走っていた。モータリゼーションの波に逆らえず今年の3月で廃線してしまったが、わたしはちくりでん沿線の住民にとって、「くりでんが走っている」ことが生活の一部や、記憶の一部になっていた。季節の移り変わりや、時間の変化など、心象風景にはくりでんある。沿線で出会う人との関わりや、五感を刺激するにおいや音など、心に響くくりでんの記憶を忘れたくない。記憶は資料館などの箱の中に残せるものではなく、時間や季節、感情などで刻々と変化するものである。自然にあるがままの、くりでんの記憶を残すための提案をしたいと思い、設計趣旨とした。	JPG MOVIE	配線となる電鉄の各駅に、記憶としての風景を投影する装置を設計することで、田園風景の中を疾走した小さな鉄道への郷愁と憧憬を刻印しようとする試みが面白い、リニアな展開が情緒的である。ムービーをつかったプレゼンテーションが、のどかな田園風景の展開に相反しながらも、瞬時に建築の概要を網羅させてしまうスピード感のある表現に魅力を感じさせる作品。
(そこに在ること)	高木克彰 京都造形芸術大学芸術学部 通信教育部 デザイン科建築デザインコース 2007年3月卒業	特別な場所ではないどこか。既にある要素の中よりそれらは導き出される。それらは領域であり、物質であり、境界である。日常を改め見つけ問い直す時、建築の力・場の力が、より強固な輪郭を持ち得るのである。兵庫県芦屋市、その市の中央を東西に横断する芦屋中央線道を巡るその3つの敷地に、新たに障害児童訓練施設・収蔵庫型美術館・文学館の3つの施設をそれぞれ計画する、それは地方都市が抱える今現在の問題を細分化し検証し直す事から始まったのである。どこにでもある地方都市の問題は、ひいては人が住まう場所すべてに生まれる課題でもあるのであり、大規模な開発計画ではない細分化された処方箋は都市に新たな起点を生じさせ流動を生み現状を改めて浮き彫りにするのである。そこに在ること。それは一つの解答であり、一つの可能性である。新たな建築は、場と一体となりそこに在り続ける事で、より重要な意味を持ち得るのである。	WEB	ウェブポートフォリオとしての完成度が高い。三作品を集約したポートフォリオ形式であるが、個別の建築の内容に応じたプレゼンテーションを、フラッシュなどのテクニックを活用し、本来建築が表現すべき魅力を十二分に締めそうとする努力が高く評価できる。個々の建築に関しても完成度が高い。
о б л а к о	中西ひろむ 京都大学大学院 工学研究科建築学専攻 2004年3月卒業	『ノスタルジア』、『ストーリー』等で知られるロシアの映画監督、アンドレイ・タルコフスキーの映画作品における空間生成手法を分析し、その建築空間への適用を試みた。「映画のリズムは目に見える形で記録された、対象の生命を通して伝達される。私達に時間の動きを知らせてくれるのは、ショットの中に再現された生命のプロセス、その流動の性格なのだ。私は自分の個人的な流れを創りだし、ショットの中でその動き、けだるい夢のような動きから無秩序に動揺した疾走するような動きまで伝えることこそが、自分の職業的な課題だと考えている。」(アンドレイ・タルコフスキー著『時間の刻印』より)	PPT	曲線でカットされたガラスを構造的に垂直に並べて立てることで展開する透過性のある連続空間が美しい。単純な操作によって制裁される内部空間を、ガラス上の壁面を加工するという手法に応用することで、連続的でダイナミックな空間を捻出すことに成功している。プレゼンテーションの魅力もあるが、新しい建築の存在を締めそうとする意欲的な作品である。